

## 石巻市復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第6回）	平成24年8月20日（月）14:10～14:40
	前回（第5回）	平成24年7月30日（月）14:10～14:40
場 所	宮城県庁9階 第一会議室	
復興整備事業	集団移転促進事業 ※東日本大震災復興特別区域法第53条第4項関係：4地区 ①～④ 同法第49条第1項関係：2地区 ①、④ ① 月浦地区防災集団移転促進事業 ② 大谷川浜地区防災集団移転促進事業 ③ 羽坂・桑浜地区防災集団移転促進事業 ④ 小泊・大室地区防災集団移転促進事業	
出席者	石巻市	震災復興部理事兼次長 土井 昇 " 集団移転対策課長 若山 伸治 " 集団移転対策課技術主幹 大壁 勇彦 " 集団移転対策課技術主査 北島 潤一 " 復興政策課長 大塚 智也 " 復興政策課主査 内藤 昌利
	復興庁	宮城復興局主任専門調査官 佐藤 達也 " 政策調査官 藤田 文彦 " 主査 児玉 昌也
	国土交通省	都市局 都市・安全課 宮崎 貴雄 " " 吉田 良勝 東北地方整備局 計画・建設産業課 計画調整第一係長 及川 斉弘
	農林水産省	東北農政局農村計画部農村振興課長 清水 一教 東北農政局農村計画部農村振興課農村復興指導官 後藤 幸雄
	宮城県	土木部都市計画課技術課長補佐（総括担当） 藤田 仁 土木部復興まちづくり推進室長 金子 潤 土木部技術参事兼建築宅地課長 佐伯 正博 農林水産部農業振興課長 高瀬 修 農林水産部林業振興課技術参事兼課長 佐藤 好昭 環境生活部自然保護課長 三坂 達也 震災復興・企画部 地域復興支援課課長補佐（総括担当） 田村 賢治

### ○協議内容

#### 1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

#### 2 議 事

石巻市復興整備協議会規約第7条により、石巻市長代理人の土井震災復興部理事が議長となる。

（石巻市震災復興部理事 土井）

まず、復興整備計画の全体について事務局から説明をいただき、質疑を行います。

その後、本案では、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、集団移転促進事業の特例に関する事項、農地転用許可の特例に関する事項がございますので、それぞれについて説明いただき、質疑を行います。

最後に、集団移転促進事業の特例措置のためには、国土交通大臣の同意、農地転用許可のためには、農林水産大臣の同意が必要となりますので、同意状況についてご確認させていただきます。

それでは、石巻市復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（石巻市事務局 震災復興部復興政策課長 大塚）

【様式第2ほか図面等により説明】

（石巻市震災復興部理事 土井）

ただ今、事務局から御説明申し上げました部分について、皆様から御意見、御質問はありませんか。

（出席者一同）

意見、質問無し

（石巻市震災復興部理事 土井）

今回の石巻市復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第53条の規定に基づく集団移転促進事業の策定に関する特例措置を適用することとしておりますが、集団移転促進事業計画について事務局から説明をお願いします。

（石巻市事務局 震災復興部集団移転対策課 若山）

【集団移転促進事業計画（4地区）について説明】

（石巻市震災復興部理事 土井）

ただ今、事務局から説明がありましたが、宮城県建築宅地課から補足することはございませんか。

（宮城県土木部建築宅地課長 佐伯）

特にありません。

（石巻市震災復興部理事 土井）

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

（出席者一同）

意見、質問無し

（石巻市震災復興部理事 土井）

この事項につきまして、東日本大震災復興特別区域法第53条第4項の規定に基づき、国土交通大臣の同意を得ることとなっておりますが、国土交通省都市局都市安全課の宮崎様、いかがでしょうか。

（国土交通省 都市局 都市・安全課 宮崎）

今回の4地区の事業について同意します。

(石巻市震災復興部理事 土井)

では、この事項につきましては、国土交通大臣の同意をいただいたものといたします。

(石巻市震災復興部理事 土井)

次に、今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(石巻市事務局 震災復興部復興政策課 内藤)

【様式第8について説明】

(石巻市震災復興部理事 土井)

皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(石巻市震災復興部理事 土井)

では、この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用方針に係る農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局 農村計画部の清水課長様、いかがですか。

(東北農政局農村計画部農村振興課長 清水)

計画に記載された事業の土地利用方針について異存ありません。

(石巻市震災復興部理事 土井)

では、この事項につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

以上で、議事を終了いたします。

### 3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐)

#### ○協議結果

- ・ 集団移転促進事業（4地区）について、東日本大震災復興特別区域法第53条第4項に基づく国土交通大臣の同意を得た。
- ・ 集団移転促進事業（2地区）の区域にかかる土地利用方針について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。